

建退共の各種申請書等における押印の廃止について

建退共群馬県支部

令和3年1月5日

共済契約者又は被共済者の方からご提出していただく各種申請書のうち、押印または署名を求めていたものにつきまして、今般、政府により進められている押印を求める手続きの見直しを受けて、押印（訂正印を含む）又は署名がない場合でも申請を受理する取扱いとなりましたので、お知らせいたします。ただし、申請の内容によっては、必要な確認をさせていただく場合があります。

建退共ホームページ掲載の各種申請書様式（ダウンロード様式）につきましては順次新様式に更新する予定でありますので、記入例等で詳細のご確認をお願いいたします。

【全般】

- ・ 令和3年1月4日受付分から各種申請書の押印が不要となります。
 - ・ 記載間違いにより2重線で訂正した箇所への訂正印は不要です。
 - ・ 既に配布済みの申請書で「印」欄があるものについては、押印の有無にかかわらず受付を行います。既に押印されている申請書が無効になることはありません。
 - ・ 押印廃止に伴いチェックボックスを設けている申請書については、該当者にチェックをしていただくこととなります。
 - ・ 行政書士、社会保険労務士等が共済契約者から事務を委託されている場合の委任状は継続して必要ですが、押印は不要です(コピー可)。ただし、必要に応じて共済契約者に確認を行います。
- ※ 今後対応が変更になる可能性もありますのでご了承ください。

【共済契約申込書（様式第001号）】

- ・ 代表者印が不要となります。

【手帳申込書（様式第002号）手帳申込をしない理由書（様式第003号）】

- ・ 代表者印が不要となります。

【印章の印影届（様式第004号）】

- ・ 共済手帳に貼付した証紙の消印に使用する印章の印影は、従来通り届け出が必要です。ただし、届け出の際の代表者印は不要です。

【共済契約解除申請書（様式第 015 号・第 016 号）】

- ・ 解除申請に伴う共済契約解除同意書（様式第 016 号）の同意印の取扱いは、共済契約者、被共済者間において電子メール等で同意の意思確認を行い、メールの文面を添えてご提出ください。ただし従来通りの対応でも受理は可能です。
- ・ いずれの場合も、申請者(共済契約者)及び代理人欄の押印は不要です。

【退職金請求書（様式第 007 号）】

- ・ 請求人（本人又は遺族）による氏名欄への押印が不要となります。
- ・ 振込金融機関における「金融機関確認印」が不要となり、金融機関に出向かなくても手続きが可能となります。その代わり「金融機関名」「本支店名(店番号)」「口座名義人」「口座番号」を確認するため、通帳又はキャッシュカードのコピー等を添付していただく必要があります。
- ・ 満 55 歳未満の方が対象となる「退職事由の証明欄」では、最後に勤めていた会社の代表者印のみ不要となりますが、その他の部分は従来通り該当会社に記入していただきます(住所・事業者名・代表者名等のスタンプ可)。場合によっては会社に建退共から電話で確認を行う場合があります。
- ・ 退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書での押印が不要となります。
- ・ 上記いずれも押印のみ不要ですので、その他の記入欄は必ずご記入ください。
- ・ 現時点では新様式の配布準備が出来ていないため、当面の間は押印欄がある様式をお配りしますが押印は不要です。

【加入・履行証明願】

- ・ 共済契約者の代表者印は不要となりますが、建退共群馬県支部による証明印は継続して押印します。
- ・ 行政書士事務所、社会保険労務士事務所等が共済契約者から事務を委託されている場合の委任状の押印は不要となりますが、従来通り事前の審査の際に委任状を添付してください(コピー可)。なお、必要に応じて共済契約者に確認を行うこともあります。

※ 群馬県建設業協会ホームページの「建設業退職金共済機構」ページをご覧ください。

【その他様式】

- ・ 建退共本部のダウンロードページ「各種申請書」が令和 3 年 1 月 4 日以降、順次新様式に切り替わる予定です。押印欄の有無を適時ご確認ください。

※ 押印欄があるものでも押印が不要となる様式もあります。

※ [建退共 ダウンロード] で検索してください。